

はじめに

1 計画策定の趣旨

この第二次長野県環境基本計画は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第8条の規定により、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

この計画では、長野県環境基本条例に示された基本理念を踏まえ、長野県がめざす姿を具体的に示すとともに、その実現に向けて県が行う環境に関する施策の方向性と、県民、事業者が自主的な取組を行うための行動指針を示しています。

また、平成19年12月に策定した「長野県中期総合計画」の推進に関連する環境分野の計画と位置付けられるものであり、環境保全施策に係る基本的な計画として、今後、計画期間内に行われる環境に関する各種個別計画の策定や、環境施策の推進に当たっての指針となるものです。

なお、この計画は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律*（平成15年法律第130号）を踏まえて策定するものであり、環境保全活動や環境学習・環境教育の推進に関する部分は、同法第8条の規定による県の計画に該当します。

2 計画期間

この計画は、平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの5年間を対象とします。

3 対象とする施策の範囲

この計画においては、概ね次の範囲の施策を対象とします。

- (1) 地球温暖化の防止、オゾン層*の保護など地球環境の保全に関すること。
- (2) 水質汚濁、大気汚染など公害の防止、有害化学物質による環境への負荷*及び人の健康に係る被害等の防止その他の生活環境の保全に関すること。
- (3) 公園・緑地など身近な自然と触れ合える環境づくり、美しい景観の形成、歴史的・文化的な特性を生かした地域づくりなど、快適な生活環境の創造に関すること。
- (4) 多様な自然環境の保全と生物の多様性*の確保に関すること。
- (5) 廃棄物の発生抑制・減量・再資源化、資源・エネルギーの有効利用等に関すること。
- (6) 県民、事業者等による自主的な環境保全のための活動の促進及び活動主体の連携に関すること。

【用語解説】

*環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めた法律。

*オゾン層

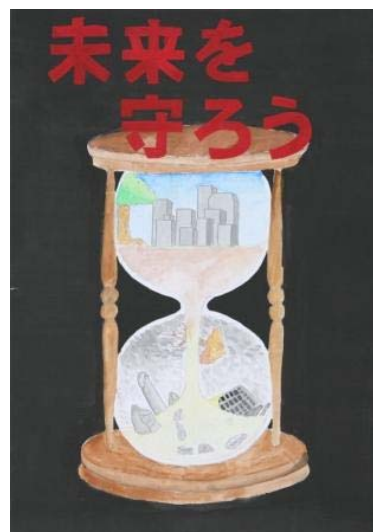
地上から20～40kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。生物に有害な紫外線の多くはこの層で吸収される。近年、フロンガス等の影響によりオゾンが破壊され、南極をはじめ高、中緯度地域でもオゾン層が減少している。オゾン層が減少すると、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

*環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じるおそれのある環境への影響。

*生物の多様性

地球上の生物の多様さとその生育環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が平成5年（1993年）12月に発効している。



本書に掲載のポスターは、信州豊かな環境づくり県民会議の環境保全に関するポスター・標語コンクールの入選作品です。